

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○県職員宿舍規則の一部を改正する規則

告 示

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

○土地区画整理事業の終了の認可

規 則

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則（昭和四十九年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「納入通知書により」を「宿舍管理者が定める方法により」に改め、「納入通知書において」を削る。

附則第十二項中「納入通知書により」を「宿舍管理者が定める方法により」に改め、「納入通知書

において」を削る。

附 則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百十六号

ページ

（職員厚生課）

（農村整備課）

（都市計画課）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業山元東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日内宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年七月二十六日から令和五年八月二十四日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第五百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可した。

令和五年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

富谷市成田南土地区画整理事業

二 施行者の名称

鹿島建設株式会社 東北支店

三 事業施行期間

令和三年二月十二日から令和五年七月三十一日まで

四 施行地区

富谷市明石上桜ノ木及び成田九丁目の各一部

五 施行認可の年月日

令和三年二月八日

六 終了認可の年月日
令和五年七月十八日